

官報

昭和五十七年四月二十八日

参議院會議録第十六号

昭和五十七年四月二十八日(水曜日)
午後一時二分開議

○議事日程 第十六号

昭和五十七年四月二十八日

午後一時開議

第一 昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

第二 昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三 昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第七まで

一、北西太平洋における千九百八十二年の日本のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する法律案(趣旨説明)

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号

る議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

大木浩君から海外旅行のため八日間、宇都宮徳馬君から海外旅行のため十三日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。中曾根国務大臣。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、行政改革を当面する最重要な課題の一つとして位置づけ、その推進に取り組んできて

いるところであります。その一環として、政府は、行政事務の簡素合理化を進めるとし、去る二月十日に行われた臨時行政調査会の許可認可等の整理合理化のための「行政改革に関する第二次答申」について、今後、これを最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移すとの基本方針を決定したところであります。この基本方針を踏まえつつ、同答申の指摘事項を初めとして行政事務の簡素合理化に関するかねてからの改革合理化の課題のうち、法律改正を要する事項であつて一括して法律改正を提案いたすことが適当と認められる事項について関係法律の整理を行うとともに、あわせて、適用対象等が消滅し及び行政目的を達成したこと等により法律の廃止を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は二つの部分から成っております。第一章は、許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理に関するものであります。その内容としては、許可、認可等による規制等の行政事務を今日の段階において継続存置する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止することとし、現行の規制等の範囲、方法等でこれを現状のまま継続することの適当と認められないものにつきましては緩和その他の改革を講ずることとし、行政事務運営の手續等について簡素化することが適当と認められるものにつきましてはこれを促進することとし、これらに伴い十三省庁の三十五法律の規定の整理を行うこととしたしております。

その内訳を申し上げますと、第一に、臨時行政調査会からの「行政改革に関する第二次答申」関係の事項でありまして、旅券法の一部改正による一般旅券の発給に係る代理申請の範囲の拡大、公衆電気通信法の一部改正によるデータ通信回線利用の規制緩和など十五法律の一部改正を予定いたしました。

第二に、昨年十二月二十八日閣議了解「行政改革の推進に関する当面の措置について」に係る許可、認可等の整理計画関係の事項でありまして、

たばこ専売法の一部改正による製造たばこ小売人の指定期間の延長など八法律の一部改正を予定いたしました。

第三に、行政事務の簡素合理化に伴う法律の整理に関する従来からの懸案事項でありまして、「トラホーム」予防法の一部改正によるトラホームの予防治療施設に関する必置規制の廃止など十五法律の一部改正、前述の第一及び第二関係事項に係る改正法律と重複する法律を除きますと十二法律の一部改正を予定いたしております。

第二章は、適用対象の消滅等による法律の廃止に関するものであります。その内容としては、適用対象または関係事務の消滅等によりい

わゆる実効性を喪失した法律及び行政目的がほぼ達成され存置の必要性が乏しくなった法律について廃止を行うものであります。これにより、十三府省の三百二十法律を廃止することとしたしております。

以上のほか、これらの措置に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、これらの法律の整理及び廃止は、原則として公布の日から行ふこととしたしております。ただし、特別の事情のあるものにつきましては、それぞれ別に定める日に行ふことができることとしたしております。

以上が、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。片山基市君。

〔片山基市君登壇、拍手〕

○片山基市君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案に関連して質問いたします。

冒頭、本法律案が提案されるに至った重要な過程として、私は、第二次臨時行政調査会の存在について、この際、多くの問題があることを指摘し

たばこ専売法の一部改正による製造たばこ小売人の指定期間の延長など八法律の一部改正を予定いたしました。

第三に、行政事務の簡素合理化に伴う法律の整理に関する従来からの懸案事項でありまして、「トラホーム」予防法の一部改正によるトラホームの予防治療施設に関する必置規制の廃止など十五法律の一部改正、前述の第一及び第二関係事項に係る改正法律と重複する法律を除きますと十二法律の一部改正を予定いたしております。

第二章は、適用対象の消滅等による法律の廃止に関するものであります。その内容としては、適用対象または関係事務の消滅等によりい

わゆる実効性を喪失した法律及び行政目的がほぼ達成され存置の必要性が乏しくなった法律について廃止を行うものであります。これにより、十三府省の三百二十法律を廃止することとしたしております。

以上のほか、これらの措置に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、これらの法律の整理及び廃止は、原則として公布の日から行ふこととしたしております。ただし、特別の事情のあるものにつきましては、それぞれ別に定める日に行ふことができることとしたしております。

以上が、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。片山基市君。

〔片山基市君登壇、拍手〕

○片山基市君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案に関連して質問いたします。

冒頭、本法律案が提案されるに至った重要な過程として、私は、第二次臨時行政調査会の存在について、この際、多くの問題があることを指摘し

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(趣旨説明)

四三二

ておかなければなりません。

鈴木総理は、昭和五十五年十月三日の施政方針演説において、臨調設置に触れ、「今後のあるべき行政に関する哲学と体系の確立」に向けての検討、あるいは「基本的改革案を策定するための総合的な行政診断機関」としての役割りを期待し、「当面の検討課題」については「内閣の重大な責務」として、それぞれの任務を明確に区別し、対処することとありました。

しかるに、臨調設置後の中曾根長官発言では、「臨調には前提なしに自由な議論をせよ」というと変わり、あまつさえ財政再建をにじみの御旗に「行政改革」という新語を意図的に流布し、世論操作をするに至りました。その結果として、内閣の重大な責務であり、当面の課題でもある五十七年度予算の検討さえも臨調にゆだね、この段階では、総理も「行政改革に政治生命をかける」と言い切りながら、しかもみずからの責務を放棄してまで臨調に悪乗りしてはばからなくなったのであります。

このような経過の中で、第二次臨調の一連の答申を受けて本法案の提出に至ったということですが、本法案は、十三省庁三百二十にも上る法律の改正を一括法案として提出されているのであります。このこと自体問題であります。この整合性について、一括すべき課題が同じというのであれば、車検手続に必要な改正など行革関連法案をわざわざ単独法案とした意味がわかりません。総理の御見解をお聞かせいたします。

また、車検の簡素化が行革の一環だとして国民の理解を求めつつも、実際はこれらと全く逆行した国民に厳しい罰則を科するなどということは、

まさに行革に名をかりた一部業界の利益のための国民切り捨て政策そのものであり、余りにも御都合主義ではありませんか。

そもそも本法案が一括法案としての整合性もないことは、特に第三十三条に規定する公衆電気通信法の改正が、データ通信回線の利用制度を大幅に変更しようとするものであり、まさに電気通信政策の根幹にかかわる問題であることを考えても、これを臨時行政調査会の答申の趣旨に沿って、許可可事務の整理合理化という立場から簡単に一括法案の中で取り扱おうとするのは、全く次元を異にするものであり、基本的に誤っているものと言わざるを得ません。

しかも、公衆電気通信法の改正内容として、新たに特定通信回線の他人使用におけるコンピュータ間相互の接続などが含まれていることから、行政事務の簡素合理化を求める本法案の趣旨になじまないものであります。このことから見て、電気通信政策の一大転換とも言える今回のデータ通信回線利用制度の改正については、公衆電気通信法の一部改正を求める単独法案として国会に提出されるべきものと考えます。総理の御見解をお聞かせ願いたいのであります。

さらに、立ち入って御質問をいたします。データ通信回線の利用に関しては、規制を基本に置いた現在の公衆電気通信法第五十五条を、自由化を基本とするように改正することが今回の法改正のねらいだと存じますが、その場合、最も重要なことは、だれのための自由化なのかということとであります。

私は、その自由化とは、あくまでも国民的次元に立つべきで、決して一部の大企業や業者の立場

を最優先するものであってはならないと考えておるものであります。料金の問題を含めて、エンドユーザーとしての国民の期待にこたえる姿勢が基本でなければならぬと考えます。しかしながら、今次法案が提出されるに至った経緯を聞き及ぶますと、郵政省と通産省の意見の対立が調整もつかないまま、自民党の田中政調会長の裁定で、しかもそれが暫定的ということと出され、その内容が法改正に盛り込まれているのであります。このようなことで国民的次元での法改正と言えるのでありましょうか。

何ゆえにこのような状態になるかと言えば、それはわが国において、いまだに情報通信に対する国としての基本政策というが、基本計画が存在せず、業界や大企業の意思によってその都度主義の考え方で対応しているところに根本的な問題があると言わなければなりません。わが党は、早くからこのことを、事あるごとに基本政策の樹立の必要性を強調し、それは政府も認めてこられたところでありました。

私も、去る昭和五十四年一月の本会議における代表質問の中で、データ通信事業のあり方について、プライバシー保護を含め国としての基本的政策を求めましたところ、当時の大平総理は、これらにきわめて重大な関心を持っているとして、「高度に発達したわが国の情報化社会にふさわしい基本政策を確立すべく、今後とも努力をしてまいらる」と答弁しておられますが、政府では、わが国の情報化社会の健全な発展を図るため、いかなる政策を実施しようとしているのか、この際、鈴木総理の所信を国民の前に明らかにしていただきたいと存じます。

先進諸外国におきましては、ほとんど情報通信のあり方について国としての政策を確立しているところでありまして。しかしながら、わが国ではいまだに国としての政策がなく、まさに野放しの状態と言わなければなりません。このような政府の姿勢のもとでは、わが国の情報通信の発展は厳格的にならざるを得ないのではありませんか。一方、サービス業自由化の一環として、アメリカ等から市場開放の要請も強まっているところでもあり、早急に国としての政策を確立すべきであり、すが、もはや一刻も猶予ならない問題として、政府の考え方を明確に示していただきたいのであります。

四月二十五日付日経新聞によりますと、大蔵省は、データ通信回線利用が自由化されても、企業間格差の拡大を理由に、銀行間の共同利用について制限するの方針が発表されていますが、現在、データ通信回線の自由化を内容とする法案が国会で審議されているときに、他の省庁がこのような提起をすることについて、ここにもまた政府の姿勢として一貫性のないことが明らかではありませんか。

そして同時に、大蔵省がこのような指導をするということ自体、すでに今次法案の内容が重大な問題をはらんでいるということとあります。これらの点についてもあわせて政府の見解を賜りたいと存じます。

また、今次法案の具体的な内容については、すべて郵政省令によって定めることになっており、しかもその内容は一切明らかにされておられません。法律を国会で制定したり改正する場合、それが具体的に何をどうしようとするものかが明らか

にされないということでありましょうか。こういう法案の提出の仕方は国会軽視もはなはだしと思いますが、政府の見解を伺いたいと思います。

ことに、省令にゆだねられている内容が、データ通信回線の利用のあり方について基本的とも言える問題が多く含まれております。百歩譲って、審議の際には省令の内容を含めて提案し、その内容が明らかにされるべきだと考えますが、いかがですか。

なおまた、省令の内容について政府内の意見調整を必要とする部分があるとすれば、それは一層問題が大きくなるを得ません。これらの諸点について政府の態度を明確にしたいと思いたいと思います。

次に、利用の公平について触れますと、今次法案の内容が具体化された場合、たとえば共同利用について見ますと、企業グループ内、さらに緊密な関係を有する企業グループとの共同利用といった形で拡大し、それが公衆通信回線と接続されるということになれば、巨大なネットワークができ上がり、中途に介入するコンピュータにより交換の役割りを果たすことが可能となるものであります。

そのような状態を想定した場合、一つには、巨大企業のネットワークが構築されることにより、結果的に第二電信電話公社ができるということにならないという保証があるのかどうかであります。その第二は、そのようなネットワークに参加し得るものとそうでないものとの間に、料金を含め大きな格差を生ずることとあります。第三には、その中で電信電話の利用が可能になるた

め、公衆通信役務との境界線がきわめてあいまいになるということとあります。

ことに、それらの使用態様については、だれがどのようにチェックをし、管理社会化の進行の問題、プライバシー保護等の問題を含めて適正な運用を図るのかということとあります。ことに、電信電話の利用の拡大ということから、公衆通信役務との関係で、公衆電気通信法による利用の公平に反することになるのではありませんか。政府の御見解を賜りたい。

そのことと関連して、公社の料金収入に構造変化をもたらす、それが一般の利用料金の値上げといった事態を招くことになるのではありませんか。そうならば、ますます一般国民、中小零細企業者等との間の格差を拡大することになりはしないかなどと、きわめて多くの問題を持つています。ことに、料金面に關しましては、すでに専用回線を多く持つて大電話局において影響が出ています。以上の諸点について政府の見解を求めます。

その他、中小企業における他人の通信の媒介についても、公衆電気通信法第二条三号との関連など、たとえ暫定的であれ、電気通信秩序の基本にかかわる問題が安易に扱われていることもきわめて重大であります。

特定通信回線の他人使用の制限緩和の問題も、郵政省は、この種の業務については公衆電気通信役務の範疇であるとし、通信の秘密の保持、通信主権の確保、利用者の保護等の観点から、付加価値データ伝送業務法案という新法によって規制することとであったにもかかわらず、これらを国会の審議にかけることなく、臨時暫定措置の名の

もとに省令の改正により行おうとすることは、国会軽視もはなはだしきものであります。しかも、これが既成事実化していくことは、電電公社または国際電信電話株式会社が公衆電気通信事業を独占的に運用するという、わが国の電気通信制度の基本体制をなし崩し的に変革するものであって、断じて認めることはできないものであります。政府の明確な御見解をお伺いしておきたいのであります。

最後に、鈴木内閣は、国民生活の犠牲によって、昭和五十九年度までに赤字国債をゼロにするという方針を貫くこととありますが、すでに五十六年度における二兆円余の、さらに五十七年度においてはより巨額の歳入欠陥が生ずることは明らかであり、総理みずからの公約は、いまや一層国民に犠牲を強いることのみで、八〇年代に何の展望も持ち得ないものとして崩れ去っているものであります。どう政治責任をとるおつもりなのか、この際、明らかにしてもらいたい。

その上に立つて、一、所得減税を実施し、内需拡大による景気対策と不公平税制の是正による財政再建を図ること、二、第二臨調を利用して行政改革と財政再建を混同させず、政府みずからの責務で真に国民のための行政改革の道を示すこと、三、本法案に見られるような木で竹を接ぐがごとき一括法案を含め、行政改革に名をかりた改悪法案などについては撤回すべきことについて、総理及び所管大臣の責任ある御答弁を求め、終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、政府は臨調に悪乗りして、みずからの責

任を放棄しているのではないかとのお尋ねがございましたが、政府は臨調の答申の趣旨を尊重してまいりますし、その具体的実施はあくまで政府の責任で行われるものであることは言うまでもありません。

また、本法案一括の趣旨についてであります。本法案に含まれる措置が、いずれも臨調第二次答申など行政改革の推進のための措置であり、また、許可、認可等の行政事務の簡素合理化を図ることを目的としているものでありまして、データ通信に關する規制の緩和措置を含め、法案として趣旨、目的が同一であると認められるものでありますから、一括して御提案申し上げておるものであります。行政改革の趣旨を統一的に御理解願うためにも適切な取り扱いであると考えております。

なお、道路運送車両法の一部改正は単独法として提案しておりますが、これは同法案が行政事務の簡素合理化にとどまらない専門的、技術的な改正事項をその内容として含んでいるためでございます。

データ通信事業のあり方に関しまして、プライバシー保護を含め、わが国の情報化社会の健全な発展のためいかなる政策を実施するかとのお尋ねでありましたが、御指摘のとおりまことに重要な問題でありますので、時代に適合した基本的な政策を確立するよう今後とも努力してまいります。

データ通信の自由化が行われた場合、銀行についてはその例外とするという方針を大蔵省が決めたという事実はないようであります。

なお、データ通信回線利用に關する今回の一連

の規制緩和措置につきましては、御指摘の共同使用のケースを含め、政府内部における十分な検討を経て御提案申し上げたものであります。

五十九年度までに特例公債依存体質から脱却するという政府の基本方針を変えるつもりはございません。

その際、かねて申し上げておりますとおり、歳出の節減合理化を旨として、引き続き最大限の努力を続けてまいり所存でありまして、また、政府の基本方針に反しない範囲では景気に対する配慮も怠らず、機動的かつ適切な施策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、本法案を撤回せよとのことでありましたが、本法案の趣旨は冒頭に申し上げたとおりのものでありますから、撤回するつもりはございません。何とぞ十分御審議を賜りまして、御賛同いただけるようお願い申し上げます。

その他、特にデータ通信に関する問題を中心に御質問がございましたが、それぞれの主管大臣からお答えを申し上げますこといたします。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君)登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、行政と財政とを混淆しているところはないかという点でございますが、その点は明確に区別しております。

ただ、今次行政改革の目的の中に、簡素にして効率的な政府をつくるという重大なポイントがございます。そして、それと同時に、行政の分担すべき領域の見直し、個人及び国との関係、国と地方との関係、官業と民業とのあり方等々の分野を点検いたしております。そして国の領域をできるだけ少なくして簡素効率化しよう、このことは必然的に財政に貢献するということになります。また、

現下の財政窮乏というものは、行政改革を促進する、触発する要素をなしている点も十分ございす。しかし、行政改革は国の機能の中で立法と司法を除く分野、すなわち外交も福祉も教育も財政も入っております。そのすべてを含めた形で政府はいかにあるべきか、そのポイントを改革するという点でございまして、財政はその一部である、そのように考えております。

第二に、何ゆえ一括法にしたかという点でございしますが、これは内容が大体において目的及び趣旨において一致しているという場合には、いままで一括法でお願いしてきてまいった次第でございまして、今回も許可認可から解放しただけ自由化する、そういう点におきまして、公衆電気通信法の中において規制や許可認可から解放するという点において一致しておりましたので一括法に入れた次第でございす。

それから政務調査会長の調停を得てやっているようであるが、省令に任せるのはけしからぬではないか、こういう御質問でございますが、いまの技術の進歩、毎日毎日変化している技術の状態、あるいは法律を具体化するために必要な手続等を考えますと、ある程度は省令に委任しないと現実的でないし、弾力性を持たない点もあるのでございます。そういう意味におきまして省令に委任した点もございす。

なお、法律はこのように決定していただきますが、省令は将来のことではないかということでございますが、この点については率直に申しまして、各省間の調整を要する部分もまだ残っていると思ひますし、これから各省間におきまして協議をする部分もございす。精力的にこれを行います。

して、できるだけ早期に省令を決めてお目にかけたいと思ひます。

なお、政調会長の調停を得ましたのは、やはり政党政治でございすから、党の内部の調整は党の三役にお願ひいたしております。その三役の御趣旨に従ひまして立法及び省令の制定という手続をしている次第なのでございす。

大体以上で御答弁は終わつたように思ひます。どうも失礼いたしました。(拍手)

〔国務大臣(箕輪啓君)登壇、拍手〕

○国務大臣(箕輪啓君) お答えいたします。

まず、情報通信政策の早期確立の件でございす。情報通信に関する基本的政策の策定に当たります。情報通信ネットワークの整備、情報通信システムの標準化、データの秘密保護、あるいは教育研究の拡充、情報産業の振興、プライバシー保護の問題等多くの検討課題がございす。

郵政省といたしましては、これまでも種々検討を進めてきたところであります。今後とも関係各省庁と十分連絡をとりつつ検討を深めてまいりたいと考えております。

また、情報処理サービスに関する市場開放問題につきましましては、従来から法制上、国内企業、外国企業の区別を行つてはおりませんでした。今後とも行ひ考えはございせん。

次に、自由化の具体的内容が省令に委任されているという問題でございす。データ通信は、先生御承知のとおり技術的進歩の著しい分野でございまして、この技術進歩に適時柔軟に対応していかなければならず、そのために省令にゆだねざるを得ない部分があるわけでございす。省令の内容については現在検討中でありまして、その考

え方等についてはできるだけ明らかになるよう努力したいと考えております。

御指摘の利用の公平に関する問題につきましては、公衆電気通信秩序の維持が図れるような制度のもとに、いわゆる第二電電が生まれることのないよう、公衆電気通信業務との境界線の明確化等につきましまして、電電公社に対しましても回線契約段階における適切な対処方を指導してまいるとともに、利用者間の公平にも十分留意してまいり所存でございす。

また、公社の料金収入に及ぼす影響であります。今回の自由化措置によって電信電話サービス等の一般利用料金の値上げに結びつくものとは考えておりません。いずれにいたしましても、電話料金等につきましては、ただいまその基本的なあり方などについて鋭意研究を進めているところであります。

最後に、特定通信回線を使用して他人の通信の媒介を行う業務についてありますが、これは民間に高度通信サービスを認めるといふことで、通信制度の根幹にかかわるものであり、基本的には法律によって措置する必要があると考えております。また、その際は、通信の秘密、信頼性の確保などの前提条件の整備が必要不可欠であると考えております。しかしながら、今回、暫定的に公共の利益のために特に必要がある場合に限り、制度の基本的秩序を維持することを前提として省令で措置していきたいと考えているわけであります。こうした措置は、現行の公衆電気通信法において例外的なものを限定的に認める規定があり、この現行法の趣旨の範囲内で措置するというもの

でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案に関連して、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

まず、本法案に関連して、許可可の整理合理化をするに当たっての基本的考え方について伺いたいと思います。

現在、許可可等の数は約一万件にも上ると言われております。昭和三十九年の第一次の臨調答申以来、行政改革のたびごとに許可可の整理が取り上げられ、政府は昭和四十二年以降八回にわたって許可可整理法案を提出して、その成立を図ってまいりました。しかし、政府は、こうして整理合理化する一方で、新しく新規の許可可事項を次々につくってまいりました。各省がそれぞれの行政をやるその立場で新規の許可可の必要性を主張して、それを実質的に統制する役所がありません。これでは許可可全体の総数は全く変わりなく、国民の要望に沿うことはできません。

それゆえに、ただ単に個々の許可可を問題とするだけでなく、その基本にさかのぼって、現行の許可可による規制行政全般を見渡し、その本来の目的を達成しているかどうかを検討すべきであると思ひますが、中曾根行政管理局長官のお考えを伺いたい。

また、今回の臨調の答申も、さしあたっての緊

急を要するものだけにしぼった答申ということでありま。私が強調したいのは、許可可は利用者の保護を目的として設定されたものであつても、現実には、それが事業者の保護に利用されているケースが非常に多いということでありま。

本法案の内容については、臨調の許可可答申中、法律改正を要する事項全部を網羅するものではありません。また、御承知のように、自動車の定期点検整備・検査と市民ラジオの免許をこの一括法案より除外して、それぞれ道路運送車両法、電波法の改正法案を別途今国会に提出しておりますが、何ゆえこれを一括法案より除外したのか、中曾根行政管理局長官よりその理由を明確にお述べいただきたい。

このことは、将来、七月の基本答申の法案化にも関係してくるので、何が一括提案の基準となるのか、政府の立場を総理から明確にしてください。

第二にお伺いしたいのは、データ通信の自由化の問題であります。

この問題は、今後の電気通信技術の進歩のスピードをどう見るとも関連する非常にむずかしい問題であり、通産省、郵政省間においても意見の分かれた問題と承っております。今回の臨調答申においては、「データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもつばらメッセージングを行うシステムを除き自由にする」ということになっておりますが、この法案による改正の内容は、臨調の答申の精神が生かされているかどうか。実際の解決は今後の郵政省令にゆだねられていると聞きますが、この点、郵政大臣、通商産業大臣並びに中曾根行政管理局長官から明

確に御答弁願ひたい。

第三にお伺いしたいのは、本法案の内容のもう一つの柱である実効性喪失の法律案の廃止の問題であります。

現在、法律は千九百件余あると言われておりますが、そのうちすでに実効性を失った法律は、おおよそ三百件とも四百件とも言われております。しかしながら、これらの廃止、整理の措置を政府が怠っているために、国民には生きた法律なのか、死んだ法律なのか、わからない状態でありま。このことは立法院の一員として私も無関係ではおれません。

一昨年の国会においてこの点が問題とされ、衆議院憲法審査委員会は衆議院法制局において検討するよう命じられたのであります。この結果、政府側と意見調整の上、本法案提出に至つたのであります。それによつて今回三百二十法律を廃止することとなっておりますが、政府として今後実効性喪失の法令の廃止については適時適切に対応することともに、新規立法に際しては最初から時限立法とする配慮をさらに強め、かかる事態を招来することのないよう厳に注意していただきたい。この点の所見を中曾根行政管理局長官に求めたいと思ひます。

第四には、改めて行政改革に臨む総理の基本姿勢についてお伺いしたいと思います。

総理は、当初から行政改革と財政再建とは不離一体のものであると言われ、「昭和五十九年度までは赤字公債から脱却する」「行政改革を断行して、むだな金を節約して、増税なき財政再建を達成する」と国民に公約されてまいりました。しかしながら、この公約の達成は危ぶまれました。と

の国民の懸念が増大しております。現に、国民経済、消費活動は萎縮し、景気は停滞し、政府の税収見込みは大きく落ち込むといった状況となつたのであります。

昭和五十六年度の税収不足は二兆数千億円を超えるといふことに厳しい事態となり、政府は決算調整資金や国債整理基金などを総動員してやつと穴埋めをすることが予想され、このことは同時に、いわゆる発射台の低下につながり、五十七年度の税収はますます苦しく、三兆円を超す不足額を生ずることは必至と言われております。政府はまさに見込み違いをしたのであります。このような事態に立ち至つた政府の政治責任はきわめて大きいと言わねばなりません。

〔議長退席、副議長着席〕

いま、その政治責任はともかくとして、総理は、五十九年度赤字公債脱却という財政再建の旗を依然として掲げるおつもりであるかどうか、果たしてそれが可能なかどうか、また、本年度における補正予算及び五十八年度予算編成の基本的な考え方をお伺いしたいのであります。

次に、行政改革の実行に対する国民の信頼の重要性という点からお伺いしたい。

その一つは昨年暮れの行革関連特例法、これで福祉、教育面でのいわゆる弱者へのしわ寄せが真つ先に取上げられ、国民ひとしく痛みを分かち合うという総理のお言葉への期待が裏切られたこと。その二は昭和五十七年度の予算編成「行政改革をやれば増税なしで済ませる、減税さえも可能」という増税なき財政再建路線への期待が、現実には最初の年から裏切られたこと。その三は、このたびの道路運送車両法改正での過料問

題、せっかく総理が国民生活に密着した許認可整理というところで臨調の答申を受けた車検問題について、答申にはなかった十萬円の過料を追加する政府提案を国会にしていることなどであります。

このような点から国民の行革に対する信頼感がだんだん薄くなっていく中において、総理は国民世論をどう受けとめ、「政治生命をかける」とまで断言された行財政改革を国民の信頼という柱に支えられて断行しようとするのか、七月の臨調の基本答申を迎えるに当たって、この基本答申のもろもろの内容をどう実現していくのか、実現に向かつてどう総理のリーダーシップを発揮していくのか、その御決意のほどをお伺いしたい。

あわせて、中曾根行政管理局長官の御決意も伺いしたいのであります。

最後に、この七月答申と昭和五十八年度の予算概算要求との関連はどうなるのか。マイナスシリング枠の設定ということが世上云々されておりますが、総理並びに大蔵大臣の御意向をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、一括法案の基準についてであります。第一に、法案の趣旨、目的が一つであると認められること、第二に、内容的に法案の条項が相互に関連して、一つの体系を形づくっていると認められること、第三には、例外はあると思いますが、できる限り一つの委員会の所管の範囲でまとめるといふこと、この三点を基準としております。

今回の法案につきましては、行政改革の一環としての許認可等の整理という政策の統一性を持つ

たものであり、法案の趣旨、目的が一つでありますので、今回御提案したような形式による方が法案の統一的理解の上から適当であると考えた次第であります。

次に、財政再建についてのお尋ねであります。五十九年度には特例公債に依存する不健全な財政体質から脱却したいという政府の基本方針は、変更するつもりはございません。その実現に向け最大限の努力をする決意であります。

もちろん、現況が財政再建を進める上で大変厳しい状況にあることは私もよく承知しております。しかし、行政の改革や財政の再建は、これまでもなれ親しんできた既存の制度、慣行を改善合理化しようとする構造的な変革を目指すものでありますから、もともと楽をして達成できるものではありません。一時的な環境の変化に流されることなく初志を貫徹してこそ、わが国の将来が切り開かれるものと信じております。

七月に予定されている臨時行政調査会の答申の実施、五十八年度予算の編成に当たりまして、このような決意をもって当たってまいりたいと存じます。その際最も必要とされるものは、衆議院議員御指摘のとおり、国民の支持と共感であると思っております。私は、今日ほど行財政改革に対する国民の支持が集まったことはないと考えております。時代の要請をきわめて鋭敏に、かつ的確にとらえる特質を持つわが国民の支持が行財政改革に集まっているという事実こそ、行財政改革がいま必要であること、これを成就してわが国の将来を固めなくてはならないと国民が感じていることの証左であると思っております。私は、このような国民の期待を裏切ることのないよう、りっぱな内容を持つ

た、かつ現実的な行財政改革を進めたいと考えております。

七月に予定される臨調の基本答申の内容をどう実現していくかのお尋ねがありました。答申をいただいたならば、速やかに改革の具体的方策について、政府としての施策の検討及び立案推進に当たる所存でございます。

五十八年度予算の概算要求につきましても、臨調答申の趣旨に反することのないよう配慮してまいりたいと存じます。

以上お答えいたしました。残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 行政改革は、国民の御支持をいただきまして、国民の皆様とともに推進しなければできないことであると思っております。

臨時行政調査会も、審議を進めてまいりまして、委員の相当数が連休を返上して審査に当たっていただくことになっております。そして、来月の十日ごろ第四部会がまず報告書を本委員会に提出いたします。第四部会は三公社五現業等を扱っております。それから来月の二十四日ごろ第二部会が報告書を提出いたします。第二部会には中央省庁の統廃合、あるいは給与、人事制度等をやっておるところでございます。それから二十九日ごろ第三部会が報告書を提出いたします。第三部会には、中央、地方、地方団体との関係、出先機関の問題等を扱っております。最後に、三十一日に第一部会が報告書を提出いたします。これで六月に入りまして一斉に本委員会が最終的審議に入るといふ段取りでございます。この間におき

まして、国民の皆様方にできるだけ情勢をお知らせ申し上げまして、御鞭撻を仰ぎたいと思っております。

今日の日本の内外の情勢を見ますと、まさに行革は天の声である、行革を断行することは日本の救いである、このように考えております。

第二に、許認可の問題でございますが、民間の活力を増大すること、煩瑣にして冗長な行政体系を縮減すること、こういう目的のために許認可の整理をやったところでございますが、お示しのように、個々別々にやるという方策でなく、一括してこれに歯止めをかけるのか、あるいはサンセット方式で自動的にやめるようにするとか、こういうことは非常にわれわれも考えなければならぬと思っております。臨時行政調査会におきましても検討していただいておりますのであります。

次に、車検を別の法律にしたのはなぜかというお話でございますが、この道路運送車両法の改正の中には整備業者の整備に関する規制の条項等もございまして、ほかの関係する条項がございまして、やむを得ずこれは外した次第でございます。それから市民ラジオにつきましては、同じようにこれを別にいたしましたのは、電波法の改正の中で、大使館で相互主義で無線を使うようにしよう。この間のボーランドの事件で、電信が不通であったために非常に困りました。そこで、各国と協定をいたしました。相互主義でおのおの大使館が電波を使えるようにしよう、そういう改正条項がこの中に入っております。あるいは船員の無線資格等につきまして新たな規定等がござい

まして、そのためにこれは別に分けたわけでございます。

それから、メッセージスウィッチングの問題について臨調答申が生かされているかという御質問でございますが、これは十分生かされていると思っております。この自由化の問題について、実は郵政当局と通産当局の間に相当の意見の食い違いがあったのでございますが、その意見の食い違いは、臨調の基本方針の線に沿ってこれは決定されたと考えております。

さらに、実効性喪失の法律の今後の扱いの問題でございますが、お示しのように、これは時限立法にするとか、あるいは自動的にサンセット方式を活用するとか等々によりまして、法律が実効性を喪失して、しかも残っているというような事態は解消するようにいたしたいと思っております。

(拍手)

〔国務大臣箕輪登君登壇、拍手〕

○国務大臣(箕輪登君) お答えいたします。

まず、今回の一括法案として提出されております公衆電気通信法の改正内容に、臨調答申が生かされているかどうかとの御質問に対してであります。

この点につきましては、今回の公衆電気通信法改正は、データ処理のためであれば自由な回線利用を認めることとし、従来の認可事項等について整理合理化したものであり、臨調答申の趣旨を最大限に尊重したものであると考えております。

次に、実際の内容が郵政省令にゆだねられているのではないかとございます。先生御指摘のとおり、電気通信技術の進歩のスピードが著しく、これに柔軟に対処し得るためにも、データ

通信に関してすべてが法律に定められているわけではなくて、省令等にゆだねざるを得ない部分もあるわけでございます。

今回の省令作成に当たりましては、関係方面とも十分連絡をとりつつ、臨調答申の趣旨に沿いつつデータ通信の利用面、技術面の実態に即した内容のものとする所存でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) お答えいたします。

私に対する御質問も、郵政大臣に対する御質問と同様の趣旨の御質問でございます。

今回の法案による改正内容に臨調答申の精神が生かされているかどうか、あるいはまた郵政省令にゆだねられている部分についての意見調整をどうして進めるのか、この二点でございますが、今回の自由化措置につきましては、国の規制を極力排し、民間の創意工夫が最大限生かされるようにすべきであるという臨調答申を十分尊重して行ったものでありまして、本措置によって臨調答申の精神は生かし得るものと考えております。

通産省としましては、これによりまして相当程度自由化が達成され、今後わが国の情報化促進にとって大きな進展が図られるものと考えております。具体的措置につきましては、郵政省令以下にゆだねられるところが大きく、今後、電電公社との調整等も踏まえ、行革の精神にのっとりまして、郵政、行管、通産三省庁間で十分相談調整しつつ決定をしていくこととなっております。

通産省としましては、この分野が技術進歩の著しい分野であり、最大限の自由化を行うことによって、民間の創意と活力を生かし、豊かな情報化社会の実現を図るべきものであると考えており

まして、具体的措置の策定に際しましては、自由化の実を十分上げるべきとの観点から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 七月の臨調答申に昭和五十八年度予算の概算要求のシーリング枠が示されるかどうかは、現在のところ明確ではございません。しかしながら、財政の現状から考えまして、予算編成に際しましては歳出の徹底した合理化が必要であると考えております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和五十三年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第三 昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長和田静夫君。

審査報告書

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと

と議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十六日

決算委員長 和田 静夫

参議院議長 徳永 正利殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方につき政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、今後とも会計検査院の行う検査の重要性にかんがみ、同院の行う検査の実施にあつては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

(2) 近時、宮崎刑務所をはじめ多くの行刑施設及び矯正管区において、刑務作業製品展示即売会における販売代金の一部等を歳入に組み入れないで資金をねん出し、これを別途経理し、正規の予算で定められた範囲を超えて、材料の購入あるいは即売会の経費等に使用するなど、会計法令に違反する不正な経理が行われていたことは、まことに遺憾である。

政府は、刑務作業という、行刑施設における処遇の基礎とされ、受刑者にとつては社会復帰のための重要な手段とされているものに關連して不正な経理が指摘されたことを反省するとともに、各行刑施設が行う処遇活動が損なわれることのないよう留意しつつ、適切な管理運営に努め、もつてこの種事態の根

昭和五十七年四月二十八日 参議院会議録第十六号

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書外二件

四三八

絶を期すべきである。

(3) 会計検査院が、決算検査報告において不当と指摘した事項の中には、たとえば電気料金において、契約電力が使用実績に比べ著しく過大となつてゐるため不経済な支払いが行われた事例にみられるように、同種の事項について、多年度にわたり、数箇所の機関において相次いで指摘されるような事態が見受けられ、しかもその金額が多額に上つてゐることは看過できない。

政府は、不当経理の絶滅に対する国民の強い要望にこたへ、会計職員に対し予算執行について一層の注意を喚起するとともに、決算検査報告の指摘については、単に当該機関における是正をもつて終わることなく、全体の問題として受けとめ、各省庁等においてその周知を図り、同種事例の存否の点検を促すなど、予算執行の厳正を期すべきである。

(4) 国の予算編成にあつては、その原資が国民の税金であることにかんがみ、厳正な見積りが求められるのは当然であるが、毎年度決算上多額の不用額が発生するなどの事態が繰り返されてゐることは遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情の中にあつては、特に国民から厳格な財政運営が求められてゐることを改めて認識し、不用額の発生原因については十分調査検討して今後の予算編成に役立てるよう努めるべきである。

(5) 東京芸術大学において、一教官が、大学の購入する楽器の選定に関し、収賄容疑で逮捕されるといふ不祥事件が発生し、これを契機として、さらに同大学における楽器購入の手

続きや教官の個人レッスン等のあり方及び学生に対する楽器の売買に伴うリベートに関し、問題が指摘されるなどの事態が生じたことは、まことに遺憾である。

政府は、大学教官が国家公務員であることにかんがみ、今回の事件に対しては厳正に対処するとともに、指摘された問題については、まず大学当局が自主的かつ積極的な改善措置を行うよう求め、今後再び国民の不信を招くことのないよう努めるべきである。

(6) 日本国有鉄道は、諸般の事情により、その経営状況が極めて不良となつており、これに対し国民の厳しい批判が寄せられてゐる現状は看過できない。

政府は、日本国有鉄道が、真に国民の足として信頼される機関となるために、その経営改善について一層配慮するとともに、正常な労使関係の確立等について、国鉄当局が実効ある処置をとるよう指導監督するなど、万全を期すべきである。

(7) 近年、官公庁が発注する公共事業の入札に際し、業者間等において、いわゆる談合が行われてゐるとの指摘があり、公共事業の契約に関して国民の不信を招くような事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、予算の効率的使用の観点からも、この種の入札にあつて公正な競争が確保され、公共事業の適正な執行を図るよう、入札に関する関係法令の運用の一層の適正化を図るとともに、早急に実効ある対策を講ずべきである。

(8) 近年、特定の地方公共団体において、町税を正規の歳入科目に入れず、別科目で歳入処理するという違法な会計処理を繰り返し、普通交付税の算定資料に作為を加へ、さらに虚偽の記載を行うなどして、長期にわたり、不当に過大な地方交付税の交付を受けていたことは、極めて遺憾である。

政府は、地方交付税が全地方公共団体共有の財源であり、地方自治の本旨及び地方公共団体相互の信頼関係を基礎として運営されるものであることにかんがみ、その基本的性格及び役割について周知徹底するとともに、都道府県をして地方交付税の検査の徹底と会計処理の適正化を図らせ、この種事態の再発防止に万全を期すべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算
歳入決算額 三四、九〇七、二六五百万円余
歳出決算額 三四、〇九六、〇三〇百万円余
特別会計歳入歳出決算
歳入決算額 七一、九五八、三〇四百万円余
歳出決算額 六二、五五二、七三二百万円余
国稅収納金整理資金受払計算書
受入 収納済額 一二、五三三、七二七百万円余

支払命令済額

六三五、四四六百万円余

支払

歳入組入額 二一、八三九、〇五一百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額 一八、一八七、三七四百万円余
支出決算額 一七、七三一、二九六百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討するものがなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算

一、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算

一、昭和五十三年度国稅収納金整理資金受払計算書

一、昭和五十三年度政府関係機関決算書

昭和五十四年十二月二十五日
内閣総理大臣 大平 正芳

審査報告書

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額總計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十六日

決算委員長 和田 静夫

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十三年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、二兆四千四百億六千六百万円余、減少額は、六千六百四十三億八千万円余、差引純増加額は、一兆七千七百五十六億八千六百万円余である。

これを前年度末現在額二十四兆六千七百三十三億三百万円余に加算すると、本年度末現在額は二十六兆四千四百九十二億八千四百百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

審査報告書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもって異議がないと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十六日

決算委員長 和田 静夫

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十三年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、千七百七十億三千四百百万円余、減少額は、千一百一十一億八千四百百万円余、差引純増加額は、五十八億五千百万円余である。

これを前年度末現在額三千八百十九億三千六百万円余に加算すると、本年度末現在額は三千八百七十七億八千七百百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十五年一月二十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 ただいま議題となりました昭和五十三年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十三年度決算は、昭和五十四年十二月二十五日国会に提出され、同五十六年四月十日当委員会に付託となり、また、国有財産関係二件につきましては、同五十五年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が所期の目的に沿い適正

かつ効率的に執行されたかどうかについて、広く国民的視野からの実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、決算外二件の審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革の問題を初め、外交、防衛、教育、科学技術、社会保障、海外経済協力、中小企業対策、日本電信電話公社の不正経理など、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

四月二十六日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する八項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、日本共産党を代表して安武委員、一の会を代表して中山委員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀井委員、ほかに森田委員より、それぞれ本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方につき政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、今後とも会計検査院の行う検査の重要性にかんがみ、同院の行う検査の実施にあたっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

(2) 近時、宮崎刑務所をはじめ多くの行刑施設及び矯正管区において、刑務作業製品展示即売会における販売代金の一部等を蔵入に組み入れないで資金をねん出し、これを別途経理し、正規の予算で定められた範囲を超えて、材料の購入あるいは即売会の経費等に使用するなど、会計法令に違反する不正な経理が行われていたことは、まことに遺憾である。

政府は、刑務作業という、行刑施設における処遇の基礎とされ、受刑者にとっては社会復帰のための重要な手段とされているものに關連して不正な経理が指摘されたことを反省するとともに、各行刑施設が行う処遇活動が損なわれることのないよう留意しつつ、適切な管理運営に努め、もつてこの種事態の根絶を期すべきである。

(3) 会計検査院が、決算検査報告において不当と指摘した事項の中には、たとえば電気料金において、契約電力が使用実績に比べ著しく過大となつているため不経済な支払いが行われた事例にみられるように、同種の事項につ

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号

昭和五十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十三年度国稅收納金整理資金受託計算書、昭和五十三年度政府關係機關決算書外二件、離島振興法の一部を改正する法律案、離島振興法の一部を改正する法律案

四四〇

いて、多年度にわたり、数箇所の機関において相次いで指摘されるような事態が見受けられ、しかもその金額が多額に上つてゐることは看過できない。

政府は、不当経理の絶滅に対する国民の強い要望にこたへ、会計職員に対し予算執行について一層の注意を喚起するとともに、決算検査報告の指摘については、単に当該機関における是正をもつて終ることなく、全体の問題として受けとめ、各省庁等においてその周知を図り、同種事例の存否の点検を促すなど、予算執行の厳正を期すべきである。

(4) 国の予算編成にあつては、その原資が国民の税金であることにかんがみ、厳正な見積りが求められるのは当然であるが、毎年度決算上多額の不用額が発生するなどの事態が繰り返されてゐることは遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情の中にあつては、特に国民から厳格な財政運営が求められてゐることを改めて認識し、不用額の発生原因については十分調査検討して今後の予算編成に役立てるよう努めるべきである。

(5) 東京芸術大学において、一教官が、大学の購入する楽器の選定に關し、取賄容疑で逮捕されるという不祥事件が発生し、これを契機として、さらに同大学における楽器購入の手続きや教官の個人レッスン等のあり方及び学生に対する楽器の売買に伴うリベートに關し、問題が指摘されるなどの事態が生じたことは、まことに遺憾である。

政府は、大学教官が国家公務員であることにかんがみ、今回の事件に対しては厳正に対

処するとともに、指摘された問題については、まず大学当局が自主的かつ積極的な改善措置を行うよう求め、今後再び国民の不信を招くことのないよう努めるべきである。

(6) 日本国有鉄道は、諸般の事情により、その経営状況が極めて不良となつており、これに對し国民の厳しい批判が寄せられてゐる現状は看過できない。

政府は、日本国有鉄道が、真に国民の足として信頼される機関となるために、その経営改善について一層配慮するとともに、正常な労使關係の確立等について、国鉄当局が実効ある処置をとるよう指導監督するなど、万全を期すべきである。

(7) 近年、官公庁が発注する公共事業の入札に際し、業者間等において、いわゆる談合が行われてゐるとの指摘があり、公共事業の契約に關して国民の不信を招くような事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、予算の効率的使用の観点から、この種の入札にあたつて公正な競争が確保され、公共事業の適正な執行を図るよう、入札に關する關係法令の運用の一層の適正化を図るとともに、早急に実効ある対策を講ずべきである。

(8) 近年、特定の地方公共団体において、町税を正規の歳入科目に入れず、別科目で歳入処理するという違法な会計処理を繰り返し、普通交付税の算定資料に作為を加え、さらに虚偽の記載を行うなどして、長期にわたり、不当に過大な地方交付税の交付を受けていたことは、極めて遺憾である。

政府は、地方交付税が全地方公共団体共有の財源であり、地方自治の本旨及び地方公共団体相互の信頼關係を基礎として運営されるものであることにかんがみ、その基本的性格及び役割について周知徹底するとともに、都道府県をして地方交付税の検査の徹底と会計処理の適正化を図らせ、この種事態の再発防止に万全を期すべきである。

以上であります。

次に、国有財産關係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

初めに、昭和五十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十三年度国稅收納金整理資金受託計算書、昭和五十三年度政府關係機關決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に對し警告することから成つております。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。

次に、委員長報告のとおり内閣に對し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に對し警告することに決しました。

次に、日程第二の国有財産増減及び現在額總計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

次に、日程第三の国有財産無償貸付状況總計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第四 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長報告を求めます。地方行政委員長上條勝久君。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十七日

地方行政委員長 上條 勝久

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、本法律案は、離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限（昭和五十八年三月三十一日）を十年延長し、昭和五十八年三月三十一日とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約千二百億円の見込みである。

離島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「上條勝久君登壇、拍手」

○上條勝久君 ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年三月三十一日が時限となつてい

昭和五十七年四月二十八日 参議院会議録第十六号

離島振興法の一部を改正する法律案 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案

し、引き続き離島における定住条件の整備と地域社会の発展を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、村田衆議院建設委員長より提案理由の説明を聴取し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山長造君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（秋山長造君） 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君） 日程第五 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河本嘉久蔵君。

審査報告書
昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十七日

大蔵委員長 河本嘉久蔵

参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、財政法第四第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法律案に伴い、昭和五十七年度一般会計予算の歳入に、特例公債金収入として、三兆九千二百四十億円が計上されている。

附帯決議
政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、次の事項について十分配慮すべきである。

一、国の財政の実態及びその中期的な展望を明らかにし、財政再建について国民の一層の理解と協力を得るよう努めること。

二、昭和五十九年度に特例公債依存の財政から脱却する既定方針の遂行に努めるとともに、建設公債についても、今後の経済・財政事情に即して慎重に対処し、公債依存度の引下げを図るよう努めること。

三、財源対策について、負担公平の理念を踏まえ、中長期にわたる基本的な展望に基づいて見直しを行うとともに、歳出の一層の縮減合理化を図るため、行政全般にわたつて徹底した洗い直しを行うこと。

の精度の向上に一層の工夫を加えるとともに、租税の収入不足に伴う決算処理に当たつては、後年度の財源確保に遺憾なきを期すること。

五、国債の償還財源の確保に努めるとともに、建設国債の借換えに当たつては、金融・資本市場の動向を踏まえた適切な国債管理政策に関する方針の確立に努めること。

右決議する。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

（小字及び一は衆議院修正）

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

（特例公債の発行）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四第一項ただし書の規定により発

四四一

四四一

政府が税収の見積もりを誤り、膨大な歳入欠陥を出した原因として、経済成長の伸び悩み、物価の安定を挙げておりますが、これは、国民が政府の経済運営の無能ぶりに愛想を尽かし、生活防衛のために消費を抑え貯蓄に励んだためにほかならない

いのでありまして、前々からせめて物価調整のための所得税や住民税の減税を行うとか、可処分所得の増加のため賃上げに必要な環境づくりに力を入れるとかなど、一連の措置によって個人消費を主とした内需拡大への政策努力を進めていけば、景気の回復、適正な成長率の維持、そして所要の税収の確保ができたはずであります。

しかるに、政府は、私どもの再三の警告にもかかわらず、外需型経済に依存し、輸出の増大によって景気の維持拡大を図ってきたのであります。しかしながら、世界経済の不況やアメリカの高金利、そして貿易摩擦が深刻化し、そのため輸出は急速に落ち込み、昨年末にはついにマイナス成長という実に手痛い羽目に陥ったのであります。その間、国内ではいわゆる消費不況、中小企業不況、住宅不況の度合いを深め、わが国の経済は全くその活力を失ってしまいました。こういう事態に追い込まれたのは、内需拡大のための振興策を怠った政府の責任はきわめて重大であります。

さらに、政府は、五十七年度において、景気回復のため公共事業や公的住宅の前倒しを実施することを決めたのでありますが、これが果たして景気回復の誘い水になるのか、また、上半期に前倒しをした後、下期にも景気が浮揚しなかった場合は補正予算を組みのかなどについては明確な方策を打ち出してはおりません。いわば確固たる見通しもなく、行き当たりばったりのその場しのぎの政策に終始していることはまことに遺憾にたえません。

特に、本法案第二条の赤字国債の発行限度について、「予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内」であることが明記されております。しかし、

すでに現時点において、本年度の赤字国債の発行額が、予算で定めた三兆九千二百四十億円にとどまることはあり得ないことが明確になっている以上、そもそも審議にのせる条件すら整っていないと言わざるを得ません。このような政府の姿勢は、政治不信をこれまで以上に高め、ひいては国民の協力によって初めてなし得られる財政再建の道もほど遠いものと言わざるを得ないのであります。

以上申し述べました理由をもって、私は本特例法案に対して反対の立場を鮮明にし、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第六、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

審査報告書
漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

法律案

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十七日

農林水産委員長 坂元 親男

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の中小漁業経営における省エネルギーの重要性にかんがみ、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画において定める事項として、新たに、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加えること等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

最近の漁業経営は、海洋新秩序の定着に伴う国際規制の強化、第二次石油危機による原油価格の高騰、水産物需要の停滞等により、著しい苦境に陥つてゐる。このような状況を打開するためには、漁業生産構造の再編成を強力に推進し、活力ある水産物供給体制を整備するとともに、新たな長期的視点に立つて水産物を食料産業として確立することが必要である。

よつて、政府は、かかる厳しい漁業情勢を踏まえ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、漁業経営における省エネルギーの重要性にかんがみ、省エネルギー・漁船・機器の普及を図る

とともに、操業形態の適正化、漁業者の省エネルギー意識の徹底及び省エネルギー効果についての情報の提供等に努めること。

なお、漁業経営の財務体質の悪化を考慮し、省エネルギー・漁船・機器等の導入に当たつては、過大な投資につながらないよう十分指導を行うこと。

二、減船等の生産構造の再編整備が必要な業種については、経営の安定化に資するようその計画の円滑な推進及び再編整備の効果の具現に努めること。

三、減船の実施等については、漁業離職者を出さないことを基本とし、万一、その発生が余儀なくされる場合には、再就職の確保及び円滑な職業転換のための職業訓練等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

法律案

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

四四四

四十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第二項第三号中「漁船」を「漁船における操業条件の改善等漁船」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項

第五号第一項中「協業化」の下に、「漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の漁業再建整備特別措置法第五号第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日以前に、同項に規定する漁業協同組合等である者で同項の認定を受けているものが、当該認定に係る漁業につき改正後の漁業再建整備特別措置法第五号第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日)までの間は、同項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔坂元親男君登壇 拍手〕

○坂元親男君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の中小漁業経営における省エネルギーの重要性にかんがみ、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画において定

める事項として、新たに漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の必要性とその効果、税制上の割増し償却の取扱方針、省エネルギー型漁船の建造の見通し、第二次中小漁業構造改善基本方針と法改正の関連性、中小漁業経営の自己資本比率の改善策、日本型食生活における水産物の位置づけ、水産物需要の増大策、減船整備による漁業構造再編対策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による省エネルギー漁船・機器等の普及を図ること等三項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(秋山長造君) 日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長吉田正雄君。

審査報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十七日

建設委員長 吉田 正雄

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十七年度を初年度とする第六次の治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を策定しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しないが、治山事業五箇年計画の総投資規模一兆七千六百億円、治水事業五箇年計画の総投資規模一兆二千億円が見込まれている。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十二年」を「昭和五十七年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十一条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(昭和五十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十七年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十八項を第二十九項とし、第二十

五項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十四項の次に次の一項を加える。

25 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

(昭和五十七年法律第 号)による改正前

の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和五十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十七年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

〔吉田正雄君登壇 拍手〕

○吉田正雄君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十七年度を初年度とする第六次の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、財源問題、五カ年計画の整備目標とその達成見通し、中小河川の整備と都市河川対策、災害危険箇所対策、水資源開発とダム対策、林野事業の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(秋山長造君) この際、日程に追加して、

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋山長造君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

審査報告書

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十八日

外務委員長 稲嶺 一郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、昭和五十三年(一九七八年)四月に署名された「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、取締りの手続等を定めたものである。この議定書の締結により、北西太平洋における我が国のさけ・ますの漁業の操業が本年も継続して行われることとなるので、適切な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十二年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定めることを目的とする。

昭和五十七年四月二十八日 参議院会議録第十六号

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求むるの件 四四六

2

北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百八十二年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千四百五十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千六百二十万尾)を超えてはならない。

このうち、しるさけの漁獲量は四百二十万尾を、べにさけの漁獲量は百十万尾を、ぎんさけの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十二年五月一日から同年七月三十一日までの間において漁獲することができる。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十二年五月一日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さ

は、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十メートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五ミリメートル以上

(6) 各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書につきソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3

両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することが出来る。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信するに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて漁船の所属する締約国の政府は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務

員に協力するように、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十二年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十二年四月二十三日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小和田 恒

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

V・カーメンツェフ

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手續等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のさ

け・ます漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	徳永 正利君
副議長	秋山 長造君

議員	鶴岡 洋君	中野 鉄造君
大川 清幸君	渡部 通子君	
高木健太郎君	小西 博行君	
桑名 義治君	中野 明君	
三木 忠雄君	中村 鋭一君	
伊藤 郁男君	大坪健一郎君	
堀出 啓典君	原田 立君	

宮崎 正義君	柳澤 鍊造君	松垣徳太郎君	八木 一郎君
前田 勲男君	岩上 二郎君	郡 祐一君	塚田十一郎君
藤原 房雄君	峯山 昭範君	田中 正巳君	白井 莊一君
黒柳 明君	田代富士男君	熊谷太三郎君	源田 実君
三治 重信君	柄谷 道一君	安田 隆明君	藤田 正明君
坂元 親男君	矢追 秀彦君	北 修二君	田原 武雄君
鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	成相 善十君	林 寛子君
栗林 卓司君	木島 則夫君	宮澤 弘君	杉山 令肇君
中村 慎二君	志村 愛子君	藤井 孝男君	村上 正邦君
二宮 文造君	多田 省吾君	松浦 功君	森山 眞弓君
小平 芳平君	白木義一郎君	田代由紀男君	井上 裕君
中尾 辰義君	田淵 哲也君	江島 淳君	大河原太一郎君
新谷寅三郎君	安井 謙君	岡部 三郎君	堀内 俊夫君
大石 武一君	青島 幸男君	藤井 裕久君	野呂田芳成君
山田 勇君	江田 五月君	中村 啓一君	高平 公友君
森田 重郎君	前島英三郎君	高橋 圭三君	鈴木 正一君
喜屋武眞榮君	秦 豊君	大島 友治君	亀井 久興君
田 英夫君	野末 陳平君	岡田 広君	上條 勝久君
三浦 八水君	松尾 官平君	斎藤栄三郎君	坂野 重信君
井上 孝君	板垣 正君	夏目 忠雄君	山東 昭子君
岩本 政光君	山本 富雄君	梶本 又三君	斎藤 十朗君
谷川 寛三君	円山 雅也君	古賀雷四郎君	小林 国司君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君	上田 稔君	山崎 竜男君
降矢 敬義君	福島 茂夫君	増田 盛君	中山 太郎君
下条進一郎君	戸塚 進也君	西村 尚治君	楠 正俊君
平井 卓志君	林 道君	山内 一郎君	加藤 武徳君
安孫子藤吉君	大鷹 淑子君	蔵内 修治君	木村 睦男君
遠藤 要君	長谷川 信君	小澤 太郎君	植木 光教君
細川 護熙君	河本嘉久蔵君	増岡 康治君	美濃部亮吉君
金井 元彦君	片山 正英君	山田耕三郎君	中山 千夏君
嶋崎 均君	稲嶺 一郎君	福田 宏一君	仲川 幸男君
中村 太郎君	中西 一郎君	名尾 良孝君	内藤 健君

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

梶原 清君	川原新次郎君
関口 惠造君	田沢 智治君
高木 正明君	村沢 牧君
熊谷 弘君	亀長 友義君
金丸 三郎君	衛藤征士郎君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君
後藤 正夫君	丸谷 金保君
桑野 章君	鳩山威一郎君
宮田 輝君	森下 泰君
佐々木 満君	目黒今朝次郎君
寺田 熊雄君	石本 茂君
鈴木 省吾君	長田 裕二君
内藤善三郎君	土屋 義彦君
村田 秀三君	野田 哲君
初村瀧一郎君	世耕 政隆君
原文兵衛君	岩動 道行君
玉置 和郎君	小谷 守君
本岡 昭次君	鈴木 和美君
山田 譲君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
高杉 勉忠君	近藤 忠孝君
勝又 武一君	吉田 正雄君
安武 洋子君	佐藤 昭夫君
矢田部 理君	志苦 裕君
福岡 知之君	片山 甚市君
香脱タケ子君	山中 郁子君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	山崎 昇君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	小野 明君

川村 清一君	田中寿美子君
西ヶ久保重光君	戸叶 武君
小笠原貞子君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 新次君
赤桐 操君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
八百板 正君	
内閣総理大臣	鈴木 善幸君
外務大臣	櫻内 義雄君
大蔵大臣臨時代理	河本 敏夫君
農林水産大臣	田澤 吉郎君
通商産業大臣	安倍晋太郎君
郵政大臣	箕輪 登君
建設大臣	始関 伊平君
国務大臣(行政管理局長)	中曾根康弘君
国務大臣(国土庁長官)	松野 幸泰君
議長の報告事項	
去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
地方行政委員	補欠
坂倉 藤吾君	山田 譲君
伊藤 郁男君	藤井 恒男君
大蔵委員	補欠
前島英三郎君	野末 陳平君

社会労働委員	補欠
藤井 恒男君	伊藤 郁男君
野末 陳平君	前島英三郎君
農林水産委員	補欠
山田 譲君	坂倉 藤吾君
商工委員	補欠
栗林 卓司君	井上 計君
建設委員	補欠
井上 計君	栗林 卓司君
決算委員	補欠
中山 千夏君	山田耕三郎君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
公職選挙法改正に関する特別委員	補欠
小谷 守君	野田 哲君
藤原 房雄君	峯山 昭範君
秦 豊君	前島英三郎君
安全保障特別委員	補欠
野田 哲君	小谷 守君
同日議員から次の議案が提出された。	
公職選挙法の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外二名発議)(参第二号)	
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	
離島振興法の一部を改正する法律案(衆第一六	

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(閣法第七二号)	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)	
地方行政委員会に付託	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)	
大蔵委員会に付託	
農用地開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)	
農林水産委員会に付託	
種苗法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)	
放送法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号)	
電波法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)	
通信委員会に付託	
土地区画整理法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)	
建設委員会に付託	
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書(第九十四回国会提出)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
農林水産委員会に付託
土地区画整理法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)
建設委員会に付託
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

承認を求めるの件
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員泰豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対する答弁書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

参議院議員泰豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対する答弁書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

参議院議員泰豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対する答弁書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

参議院議員泰豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対する答弁書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

参議院議員泰豊君提出いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問に対する答弁書
参議院議員泰豊君提出イラン石油化学事業に関する質問に対する答弁書
同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。
第九十五回国会参議院において採択された諸願の処理経過
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
小規模企業共済法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律
船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律
漁業災害補償法の一部を改正する法律
同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づき昭和五十六年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十七年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

社会労働委員

辞任

補欠

伊藤 郁男君

藤井 恒男君

予算委員

辞任

補欠

田代由紀男君

北 修二君

関口 恵造君

森山 眞弓君

中野 鉄造君

黒柳 明君

決算委員

辞任

補欠

北 修二君

田代由紀男君

森山 眞弓君

関口 恵造君

福岡日出磨君

宮澤 弘君

三浦 八水君

大島 友治君

塚田十一郎君

井上 裕君

瀬谷 英行君

小谷 守君

黒柳 明君

中野 鉄造君

議院運営委員

辞任

補欠

宮澤 弘君

福岡日出磨君

井上 裕君

塚田十一郎君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美子君外七名発議)(参第三号)

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)(参第四号)

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外一名発議)(参第五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

た。

国家公務員法の一部を改正する法律案(若垂寿喜男君外二名提出)(衆第一八号)

内閣委員会に付託

定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(田口一男君外八名提出)(衆第一七号)

社会労働委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外二名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書審査報告書

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額計算書審査報告書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

江藤 智君

補欠

宮澤 弘君

法務委員

辞任

宮本 顕治君

補欠

山中 郁子君

外務委員

辞任

宮澤 弘君

補欠

江藤 智君

宇都宮徳馬君

田 英夫君

大蔵委員

辞任

補欠

和田 静夫君

青木 新次君

赤桐 操君

村沢 牧君

社会労働委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

高杉 勉忠君

農林水産委員

辞任

補欠

村沢 牧君

赤桐 操君

商工委員

辞任

補欠

高杉 勉忠君

対馬 孝且君

運輸委員

辞任

補欠

青木 新次君

和田 静夫君

田 英夫君

宇都宮徳馬君

通信委員

辞任

補欠

山中 郁子君

宮本 顕治君

建設委員

辞任

補欠

大木 正吾君

村田 秀三君

予算委員

辞任

補欠

北 修二君

田代由紀男君

森山 眞弓君

関口 恵造君

黒柳 明君

中野 鉄造君

決算委員

辞任

補欠

田代由紀男君

北 修二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

太田 淳夫君

堀出 啓典君

地方行政委員会

理事 山田 謙君(山田謙君の補欠)

理事 伊藤 郁男君(伊藤郁男君の補欠)

通信委員会

理事 大森 昭君(大森昭君の補欠)

建設委員会

理事 増田 盛君(増田盛君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

障害に関する用語の整理に関する法律案(閣法第七五号)

警備法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

地方行政委員会に付託

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラソカ民主主義共和国との間の協定の締結に

ついて承認を求める件(閣条第二二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(閣条第六〇号)

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一九号)

外務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一九号)

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二〇号)

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案(閣条第七九号)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出租税負担の不公平是正についての政府の基本的な考え方

に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
離島振興法の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(閣条第九号)審査報告書

漁業再整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣条第四五号)審査報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣条第四七号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

本日委員長から次の報告書が提出された。
北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一九号)審査報告書

運輸政策審議会の答申に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年三月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

運輸政策審議会の答申に関する質問主意書

運輸省は現在、総合交通政策の答申の中から特に安全保障問題をとりあげ、その検討を運輸政策審議会に委嘱しているが、次の各項につき政府の見解を伺いたい。

一 作業の進め方と検討項目、また構成メンバー、機構について示されたい。

二 検討作業は、いまだどのような段階になつてゐるのか。

三 作業終結の見通しと答申の予定時期はいつか。

四 この検討作業は、単に運輸政策の範囲にとどまらない広範なテーマを含んでいると思う。シーレーンの確保、ホルムズ・マラッカ海峡問題、備蓄対策など、いずれをとつてもわが国としての安全保障あるいは危機管理問題にかかわつてゐる。政府としては、この答申を受けたあとのように対応する考えか。

五 少なくとも関係省庁はもとより、民間の海運、造船をはじめ多くの関連分野の専門家を横断的に網羅した機関を創設して審議すべきではないか。

六 また政府として対応する場合、運輸省が中心となつて調整をするのか、それとも総合安全保障関係閣僚会議にゆだねる考えか。

七 わが国における海上輸送防衛論議は、きわめて常識的かつ一般的な域にとどまつており、わが国の総合政策、あるいは有事対策、危機管理システムの重要な一分野としての掘り下げと位置づけを欠いているのではないか。政府としては、この答申を契機とした本格的な取り組みをする考えはないのか。

右質問する。

昭和五十七年四月二十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出運輸政策審議会の答申に関する質問に対する答弁書

一 について
運輸政策審議会においては、総合安全保障部会を設け、運輸行政に関する総合安全保障に係る施策について調査審議を行つており、その検討項目、構成メンバー及び機構については、別紙一から三のとおりである。

二 について
総合安全保障部会に二つの小委員会を設け、第一小委員会においては、海上安定輸送確保対策及び国際協調の推進に関し、また、第二小委員会においては、エネルギーの受入れ、備蓄及び国内二次輸送対策並びに大規模災害等の緊急時対策に関し、現状、問題点等について、昨年十一月以降現在までにそれぞれ五回の小委員会が開催され検討が行われてゐるところである。

三 について
運輸政策審議会に対しては、一応、本年夏頃を目途に結論が得られるよう依頼してゐるところであるが、具体的な時期については、今後の審議状況のいかんによるものと考えてゐる。

四、六及び七について
我が国の安全保障を確保するためには、防

昭和五十七年四月二十八日 参議院會議録第十六号 質問主意書及び答弁書

衛、経済、外交等を含めた広い立場からの努力が必要である。御指摘の問題についても、現在、運輸省を始め関係行政機関において行っているそれぞれの所管事項を中心とする検討の結果を踏まえ、国民の理解を得つつ、関連諸施策の推進に努めてまいる所存である。

なお、総合的な安全保障の観点から、各般の施策の整合性を保つため必要な場合には、総合安全保障関係閣僚会議の場等を通じて協議を行い、その結果を各行政機関の施策に反映させるよう努めてまいりたい。

五について
総合安全保障部会においては、別紙二のとおり各分野にわたる有識者をメンバーとして調査審議が進められている。また、御提案のような機関の創設については、今後、国民世論をも踏まえつつ慎重に考慮すべき問題と考える。

別紙一 運輸政策審議会総合安全保障部会の検討項目

- 一 海上安定輸送確保対策
 - 1 重要海峡通航確保対策
 - 2 航行安全確保対策
 - 3 海上輸送力確保対策
 - 4 日本人船員対策
 - 二 国際協調の推進
 - 1 運輸関係の国際協力の推進
 - 2 国際観光の振興
 - 三 エネルギーの受入れ、備蓄及び国内二次輸送対策
 - 1 エネルギー港湾の整備
 - 2 国内二次輸送対策
 - 4 大規模災害等の緊急時対策
 - 四 交通施設の配置、構造等における防災性の向上
 - 1 大規模災害発生時等における生活関連物資等の輸送確保対策
 - 2 運輸政策審議会総合安全保障部会の構成メンバー
- (委員)
飯田 経夫 名古屋大学教授

- 伊東 光晴 千葉大学教授
- 内田 忠夫 東京大学教授
- 内村 信行 三菱石油(株)副社長
- 正親 見一 日本原燃サービス(株)会長
- 大山 晃人 日本放送協会解説委員
- 岡田 清 成城大学教授
- 岡野 行秀 東京大学教授
- 岡部 保 日本港湾協会理事長
- 金森 久雄 (株)日本経済研究センター理事長
- 鎌田 勲 (株)日本経済新聞社論説委員
- 茅 陽一 東京大学教授
- 公文 俊平 東京大学教授
- 河野 光雄 (株)読売新聞社論説委員会幹事
- 佐伯 喜一 (株)野村総合研究所会長
- 佐藤 誠三郎 東京大学教授
- 杉浦 敏介 (株)日本長期信用銀行会長
- 竹田 純 (株)朝日新聞社論説副主幹
- 林 周二 東京大学教授
- 林 芳典 (株)毎日新聞社論説副委員長
- 正宗 猪早夫 (株)日本興業銀行会長
- 森 治樹 外務省顧問
- 山本 雄二郎 (株)産業経済新聞社論説委員
- (特別委員)
 - 梅田 善司 (社)日本造船工業会会長
 - 近藤 鎮雄 (社)日本船主協会会長
 - 斎藤 英四郎 (社)日本鉄鋼連盟会長
 - 地田 知平 一橋大学名誉教授
 - 永山 時雄 石油連盟会長
 - 平岩 外四 電気事業連合会会長
 - 水上 達三 (社)日本貿易会会長
 - 八十島 義之助 埼玉大学教授
 - 吉瀬 維哉 日本開発銀行総裁
- (専門委員)
 - 青木 俊男 海外経済協力基金理事
 - 伊藤 憲一 青山学院大学助教授
 - 大蔵 泉 横浜国立大学助教授
 - 大橋 成郎 日本運送(株)社長
 - 大森 義弘 日本国有鉄道貨物局長
 - 小比加 健 全国海運組合連合会副会長
 - 木村 徹 (財)日本エネルギー経済研究所

- 第二研究室長
- 功刀喜久男 (社)日本貿易会常務理事
 - 近藤 正武 (株)三和銀行事業調査部長
 - 今野 修平 福井医科大学教授
 - 斉藤 吉平 (財)日本海技協会調査部長
 - 櫻木 邦衛 電気事業連合会調査部長
 - 仙頭 泰勝 全国農業協同組合連合会輸送対策室長
 - 竹下 勲三 (社)日本鉄鋼連盟原料部長
 - 武田 清 (株)野村総合研究所大都市問題
- 別紙三 運輸政策審議会総合安全保障部会の機構

総合安全保障部会
(部会長 佐伯 喜一)

- 第一小委員会
(小委員長 林 周二)
- 第二小委員会
(小委員長 岡田 清)

- 研究部長
- 田代 雅也 国際観光振興会理事
 - 多々井 全一 メキシコ石油輸入(株)専務取締役
 - 富舘 孝夫 (財)日本エネルギー経済研究所研究部長
 - 中曾 敬 (社)日本造船工業会専務理事
 - 沼越 達也 自動車事故対策センター理事
 - 山元 伊佐久 (社)日本船主協会理事長
 - 山本 了三 (社)日本海難防止協会顧問

いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年三月二十日

参議院議長 徳永 正利殿 奏 豊

いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問主意書

国会における防衛論議の中でもシーレーンに関する論議は、ことさらに深まっております。また政府の姿勢も積極的に国民に訴えてゆくのではなく、ともすれば場当たり的な答弁でしるの態度の消極性が目立ち過ぎる。以下の問題点について内閣の見解を伺いたい。

一 有事の海運・輸送対策の一つとして船舶と船員を国のコントロール下におく法令を整備している国は、少なくはないが、わが国においても船舶の運航統制等を含んだ同種の法令を整備する必要があると考えるか。

- 二 NATO諸国には海上交通保護のためのシステムとしてNCS(ネイバル・コントロール・オブ・シーピング)があり、船舶運航軍事統制機構として機能している。以下の仮定に基づく設問について伺いたい。
 - (1) 米国を中心としたリムパック参加国間にNCSのシステムが創設された場合、それに日本が参加することは法的に許されるか。
 - (2) 許されるとした場合の判断の根拠は何か。
 - (3) 許されないとした場合の判断の根拠は何か。
 - (4) 同盟国間でシーレーン防衛を考えた場合には、NCS的なシステムは必須のものと思ふか。
- 三 太平洋戦争では、政府により海運総監部が設けられ船舶の一元の運営がはかられたが、時期を失し十分な効果をあげ得なかつた。政府は今日の時代状況からして、かつてのような「船舶運航軍事統制機構」的なものの必要性和、設置の可能性についてどう考えているか。

右質問する。

昭和五十七年四月二十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸
参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出いわゆるシーレーン防衛政策に関する質問に対する答弁書

一及び三について

我が国の海上交通の安全が脅かされるような事態における我が国の国民生活、経済活動等を維持するために必要な物資の海上輸送の実施体制の在り方については、不測の事態において講ずべき緊急措置の一環として、総合的な観点から、政府全体として研究を行うべき事項であると考える。

二について

我が国を含むリムパック参加国間にNCSのシステムを創設するというような具体的構想があるとは承知していないが、我が国がそのようなシステムに参加することができるとかどうかは、そのシステムの具体的な内容等に照らして判断すべき問題であり、一般的に判断することはできない。また、海上交通の保護のためには、かなるシステムが必要であるかについては、各国それぞれ事情によつて異なるものであり、一般論として述べることは適当でない。

なお、我が国が、憲法上認められていない集団的自衛権の行使を前提として行動することが許されないことはいふまでもない。

イラン石油化学事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年四月七日

参議院議長 徳永 正利殿 秦 豊

昭和五十七年四月二十八日 参議院会議録第十六号 質問主意書及び答弁書

イラン石油化学事業に関する質問主意書

イラン・イラク戦争は、ゆるやかに鎮静化の方向をたどりつつあるようだが、この時期に改めてイラン石油化学事業に関する政府の対応についてたゞしておきたい。

一 去る昭和五十四年十月、IJPC（イラン・ジャバン・ペトロケミカルカンパニー）をナショナル・プロジェクトの対象として以来、実施された政府としての支援策の全容について具体的に述べていただきたい。

二 通常この種の政策決定を行う場合は、事務レベルの積み上げ方式をとっているが、何故IJPCに限って唐突な閣議決定（昭和五十四年十月十二日）によつたのか。

三 当時、外務省、大蔵省、経済企画庁、通商産業省など関係省庁間の意見は深刻に対立しており、殊に経済企画庁と大蔵省サイドからは、採算性のあいまいさや原料供給の不安などをあげて強い反論が展開されていた。それらを無視し、あえてそれらを超えた閣議の判断とは一体何をめざし、何を根拠としたのか、正確に答えていただきたい。

四 その時点での大平内閣は、実質上の暫定内閣であり、総選挙後の第八十九回特別国会の召集（昭和五十四年十月三十日）を控えていた。そのような過渡期ともいえる環境にあつて、何故あまただしくナショナル・プロジェクト化を決定しなければならなかつたのか。

五 IJPCプロジェクトの採算性について、政府はどのような検証をしたのか。また、確信を持つてゐるのか。

六 原料となる石油随伴ガス等の価格は、把握しているのか。あるいは、今後どのようにして煮つめるのか。

七 政府がナショナル・プロジェクトへの参入を決定するには、一定の基準、原則を有しているのか。

八 有していないとすれば、IJPCの場合には何をその際の基準としたのか。それともこれは、厳密性と客観性を欠いた政治判断ではなかつたのか。

九 政府は、今後ともIJPCに対する支援措置を継続する方針か。

十 IJPCの全施設の完成率およそ八十五パーセントの段階で、六回にわたる爆撃を受けているが、その中には最重要の反応塔なども含まれており、精査をすればその損害額は膨大な額に達するのではないかと、まず損害額の把握をどのような時期と方法で行うのか。

十一 損害状況を一応別として、被爆前の状態（八十五パーセント完了）から完成をめざす場合の必要資金は、どれ程に見込まれているのか。

十二 昨年以来の円借款等の対日返済の内容はどのようなものであるのか。元本自体の返済についての両国間のとりきめはいかか。

十三 今年度の返済計画はどうなつてゐるのか。また、政府としては、今後のイラン側の返済能力について不安は有していないのか。

十四 今後のイラン側との交渉の焦点と予定について伺いたい。

右質問する。

昭和五十七年四月二十三日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出イラン石油化学事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出イラン石油化学事業に関する質問に対する答弁書

一について

日本・イラン合併による石油化学事業（以下「IJPCプロジェクト」という。）の推進のため、政府関係の機関からの所要の支援を行うとの昭和五十四年十月十二日の閣議了解に基づき、昭和五十五年三月及び八月の二度にわたり海外経済協力基金から計五十四億円の出資が実行されてゐる。

二及び四について

IJPCプロジェクトについては、本プロジェクト完成に対するイラン政府の強い要望を

配慮し、関係省庁間で十分な検討を行った結果、本プロジェクトの推進がイランの経済発展及び日本・イラン両国間の経済交流を促進し、重要な産油国であるイランとの友好関係の増進に寄与することが多大であると認められたので、政府においても昭和五十四年十月十二日の閣議了解により政府関係の機関からの所要の支援を講ずることとしたものであり、特に他のプロジェクトに比し結論を急いだということはない。

三について

政府としては、IJPCプロジェクトに対する支援策を検討する過程で、政府ミッションの派遣を始めとして、採算性、原料供給の確保等についても十分な検討を行つており、関係省庁間に意見対立を残したまま閣議了解を行つたということはない。

五について

IJPCプロジェクトの採算性については、三についてにおいて述べたように政府ミッションの調査結果等に基づき慎重な検討を行つた上で評価を行つたものであり、昭和五十四年十月十二日の閣議了解時においては、本プロジェクトは採算性のあるプロジェクトであると判断されていた。

なお、イラン・イラク紛争の大規模な拡大に伴い、建設工事が中断したまま現在に至つてゐるため、本プロジェクトの採算性について、合併契約の日本側当事者であるイラン化学開発株式会社とイラン側当事者であるイラン国営石油化学会社との間で行われてゐるファイジビリティ・スタディの中で現在見直しが行われてゐるところである。

六について

原料ガス等の価格についても、合併契約の両当事者が、現在、五についてにおいて述べたファイジビリティ・スタディの中で検討を行つてゐるところである。

七及び八について

海外経済協力基金による大型案件に対する出資については、当該案件の、(1)経済開発効果、

昭和五十七年四月二十八日 参議院会議録第十六号 質問主意書及び答弁書

(2)相手国との関係に及ぼす効果、(3)我が国の資源確保、産業立地等の観点からの意義、(4)我が国民間企業による推進体制、(5)民間出資のみによる事業実施の困難性等を関係省庁間で慎重に検討の上決定することとしており、IJPCプロジェクトについては、これらの観点からみて基金出資に適合する案件と判断した上で政府支援を決定したものである。

九及び十四について

IJPCプロジェクトは、日本・イラン両国間における重要な案件であり、できれば、完成されることが望ましいと考えている。しかしながら、民間企業である日本側当事者は、本プロジェクトは爆撃による被害、長期間の工事中断に伴う金利益負担増等による建設費の膨脹のため、採算性に問題が生じてきているとして、本プロジェクトに対し無制限に資金を投入することはできないという立場をとっている。一方、イラン側は、現時点においても本プロジェクトの採算性は失われていないとして工事の完成を強く希望しており、現在両当事者間において交渉が行われている段階である。政府としては、両当事者が今後とも極力交渉を重ね、合意に達することが望ましいと考えており、当面、交渉の成り行きを見守っていくこととしている。

十について

爆撃による被害状況の把握のためには、民間専門家による現地調査が今後実施されることが必要であるが、イラン・イラク紛争が継続している現状においては、その時期は確定していない。

十一について

完成までの総所要資金量を見込むに当たっては、仮に損害復旧を考慮しないとしても、工事中断に伴う金利益及び人件費の負担増、物価上昇の影響等種々の要素を勘案する必要がある。このため、合弁契約の両当事者が、現在、五についてにおいて述べたフィージビリティ・スタディの中で検討を行っているところである。

十二について

IJPCプロジェクト関係でイラン側が負つ

ている円借款等の対日債務のうち、日本側投資法人であるイラン化学開発株式会社(イラン・日本石油化学株式会社)に対して融資したいわゆるICDCローンについては、昭和五十六年五月以来の金利の支払が、また、昭和五十七年二月の元本の返済がなされていない。しかし、円借款等ICDCローン以外の債務については、現在までのところ約定に従って返済が行われている。

なお、返済額等については、契約により定められているものであり、契約当事者の同意を得ずに公表することは差し控えたい。

十三について

今年度の返済計画についても、契約当事者の同意を得ずに公表することは差し控えたい。また、イラン側の返済能力に関しては、今後のイラン・イラク紛争の推移等種々の要因があり確たることを申し上げることはできない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四二(大代)

一定価一〇円部